

光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県内の商店街には、情緒ある木造建物で営業している店舗や地元の伝統品を販売する店舗など、多くの魅力ある店舗が存在している。

県では、それらの強みや資源を活かして更に魅力あるものにするため、「光輝く商店街発掘・創出事業」を実施し、その中で専門家が提案した改善策（以下「リノベーションプラン」という。）を実現する個店や地域に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付基準)

第2条 この補助金は、別表の補助金交付基準により交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金交付申請書の内容が適正であると認められるときは、第4号様式により補助金交付決定通知を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の20%以内の減額又は交付決定金額の変更を伴わない増額を行う場合
- (2) 事業計画書（第2号様式）の細部を変更する場合

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金交付決定通知(第4号様式)を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告又は現地調査)

第8条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(1) 収支精算書(第7号様式)

(2) 工事請負等の契約書の写し

(3) 支払い実績が確認できる書類(領収証、銀行振込明細書、通帳の取引履歴など)の写し

(4) 完了時の写真

(5) その他知事が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告の提出があった場合において、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の通知は、交付決定額と確定額が同一である場合は省略できるものとする。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助事業者は、前条による補助金の額の確定があった場合は、速やかに補助金

交付請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める期間とする。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 補助金交付基準

項目	内容
補助対象事業者	<p>「光り輝く商店街発掘・創出事業」において専門家が提案したリノベーションプランを実現する個店・地域のうち、以下の1又は2に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業に参加した個店・地域 2 事業に参加した個店に対して建物等（又はその一部）を賃貸している者
補助対象経費	<p>リノベーションプラン実現に必要な次の経費 消耗品等購入費、工事請負費、委託料、広告宣伝費、印刷製本費、イベント費、商品開発費、通信運搬費、役務費、その他リノベーションプラン実現に必要な経費</p> <p>ただし、以下に係る経費は補助対象経費とならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経常的な人件費又は管理運営費 ② 物販を行う場合の商品の仕入れに係る経費 ③ 知的財産権の取得及び使用に係る経費 ④ 消費税及び地方消費税 <p>※リノベーションプランのうち一部を実現しようとする場合は、事前に県に相談してください。</p>
補助率等	<p>補助率 3 / 4 以内</p> <p>補助上限額 12,000千円 (リノベーションプランを実現する地域全体の上限額)</p> <p>補助金額 補助対象経費に補助率を乗じた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。</p>

第1号様式

年 月 日

福島県知事

所在地
名称（屋号）
代表者職・氏名 印

光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付申請書

平成 年度において、標記補助事業の交付を受けたいので、光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 期待される事業効果

3 補助金交付申請額

金 円（千円未満の端数切り捨て）

4 補助事業の内容

事業計画書（第2号様式）のとおり

5 補助事業着手予定年月日

6 補助事業完了予定年月日

第2号様式

事業計画書

- 1 事業名

- 2 専門家による提案事業内容

- 3 実施事業内容

- 4 事業実施期間（事業スケジュールを添付すること。）

【添付書類】

- ・店舗の平面図、設備の配置図
- ・店舗内の写真
- ・実施事業の見積書等の写し
- ・商業登記事項証明書（法人の場合）又は住民票謄本（個人事業主の場合）
- ・県税の納税証明書
- ・債権者登録申請書、通帳の写し
- ・店舗の不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し（建物の改修等を実施する場合に限る。
賃借している場合は、所有者の承諾書も添付すること。）
- ・暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ・役員一覧（法人の場合のみ）

第3号様式

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	当初予算額	変更予算額	比較増減	備 考
県 補 助 金				千円未満の端数 切り捨て
自 己 資 金				
借 入 金				
そ の 他				市町村補助金、 その他の団体等 の支援
計				

2 支出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	変更予算額	比較増減	備 考
計				

第4号様式

年 月 日

様

福島県知事 印

光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付（変更）決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので、光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

1 補助金の額

金 円

2 事業内容

3 補助金の交付条件

福島県補助金等の交付等に関する規則第6条及び光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付要綱第5条のとおりとする。

第5号様式

年 月 日

福島県知事

所在地
名称(屋号)
代表者職・氏名 印

光り輝く商店街発掘・創出事業変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業
を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交
付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の内容
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更交付申請額(※変更がある場合のみ記載)

	変更前	変更後
補助金交付申請額	円 (千円未満の端数切り捨て)	円 (千円未満の端数切り捨て)

第6号様式

年 月 日

福島県知事

所在地
名称(屋号)
代表者職・氏名

印

光り輝く商店街発掘・創出事業実績報告書

標記補助事業について、光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付決定内容

(1) 交付決定通知 平成 年 月 日付け 第 号
(2) 交付決定金額 金 円

2 補助事業完了年月日 平成 年 月 日

3 補助金実績額

金 円 (千円未満の端数切り捨て)

第7号様式

収支精算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	精算額	比較増減	備考
県補助金				千円未満の端数 切り捨て
自己資金				
借入金				
その他				市町村補助金、 その他の団体等 の支援
計				

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	精算額	比較増減	備考
計				

※ 市町村の負担については、予算措置状況に関する書類を添付すること。

年 月 日

様

福島県知事 印

光り輝く商店街発掘・創出事業補助金額確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助事業について、光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 確定額

金 円 (①)

2 精算

(1) 概算払支払済額 金 円 (②)

(2) 差引交付額 (返還額) 金 円 (①-②)

(3) 補助金交付予定日 (返還期限) 平成 年 月 日

(4) その他

返還額がある場合、補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額) に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収します。

福島県知事

所在地
名称(屋号)
代表者職・氏名

印

光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金額の確定(交付決定)通知のあった標記補助事業について、光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、交付を請求します。

記

1 補助金交付請求額

(1) 交付決定額	金	円
(2) 確定額	金	円(①)
(3) 概算払受領済額	金	円(②)
(4) 今回請求額(①-②)	金	円

第10号様式

年 月 日

福島県知事

所在地
名称(屋号)
代表者職・氏名 印

光り輝く商店街発掘・創出事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業について、光り輝く商店街発掘・創出事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額	金	円(①)
2 概算払請求額	金	円(②)
3 差引残額(①-②)	金	円

※概算払請求額の内容が分かる書類(領収書等の写し)が必要です。